

定額減税補足給付金(不足額給付)対象者フローチャート

令和7年1月1日時点で沖縄市に居住していましたか？

はい

令和7年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日分の所得）の申告は行っていますか？

はい

合計所得金額が1,805万円以下である

はい

令和6年度住民税所得割が課税、または、令和6年分所得税が課税されていますか？（どちらか一方でも）

はい

令和6年分所得税または令和6年度住民税で定額減税しきれない額(※)がありますか？

はい

定額減税しきれない額の合計額（1万円未満切り上げ）の金額が、令和6年度調整給付金の対象（未申請・辞退を含む）となった金額を超えていますか？

はい

不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります。

いいえ

令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

支給対象外

いいえ

以下の①②の全てに当てはまりますか？

①税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう方

※合計所得金額が48万円超えの方、青色申告専従者・事業専従者（白色）の方

②令和5・6年度実施の非課税・均等割のみ課税世帯給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない方

はい

不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります。

●定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額算出式
【所得税分】

①定額減税可能額：30,000円×（本人＋扶養親族人数）

②令和6年分所得税額

③所得税分控除不足額（※）：①－②

【住民税所得割分】

④定額減税可能額：10,000円×（本人＋扶養親族人数）

⑤令和6年度分住民税所得割額（※定額減税前額）

⑥住民税分控除不足額（※）：④－⑤

【不足給付額】

⑦実績所要額：③＋⑥を1万円単位に切上げた額

⑧令和6年度算定調整給付金額

不足額給付額：⑦－⑧